

届 出 事 項 等 の 異 動 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
岡山県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(上欄には届出事項の変更後の内容(新の内容)を記入してください)

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

異動事項	内 容			異動年月日	
ふりがな					
政治団体の 名 称	新			令和 ・ ・	
	旧				
主たる事務所の 所 在 地	新	(〒) 電話()		令和 ・ ・	
	旧				
主 たる 活 動 区 域	新			令和 ・ ・	
	旧				
区 分		氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号	生年月日	
ふりがな			(〒)電話()	大 昭 平	
代 表 者	新			・ ・	令和 ・ ・
	旧				
ふりがな			(〒)電話()	大 昭 平	
会 計 責 任 者	新			・ ・	令和 ・ ・
	旧				
ふりがな			(〒)電話()	大 昭 平	
会計責任者の 職 務 代 行 者	新			・ ・	令和 ・ ・
	旧				
国会議員関係 政 治 団 体 の 区 分	新	☐ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類 () ☐ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 () ☐ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな ・ 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 () 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 () ふりがな ・ 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 () 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 () ふりがな ・ 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 () 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 () ふりがな ・ 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 () 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類 ()		☐ 国会議員関係政 治団体以外の政 治団体	令和 ・ ・

	旧	☐ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類（ ） ☐ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな 公職の候補者の氏名（ ） 公職の候補者に係る公職の種類（ ） ☐ 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体 ふりがな ・主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名（ ） 主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（ ） ふりがな ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ ） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（ ） ふりがな ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ ） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（ ） ふりがな ・主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名（ ） 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類（ ）	☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体	
そ の 他		☐ 規約の異動 ☐ 課税上の優遇措置の異動（有・無 から 無・有 へ） ☐ その他（ ）		令和 . .

（備 考）

- 代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。
- 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類をそれぞれ「国会議員関係政治団体の区分」に記載すること。
 また、公職の候補者に係る公職の種類は、法第19条第1項第1号又は第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては「衆議院議員（現職）」の例により、記載すること。
- 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、関係書面を付して提出すること。
 （政治団体の名称を異動した場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。）
- 当該異動に係る団体が資金管理団体であつて、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書」も同時に提出すること。
- 当該異動に係る団体が政党の支部であつて、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。